県 政 経 営 会 議 令和4年(2022年)4月12日 総務部市町振興課

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正により、選挙運動用自動車の使用ならびに選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成について公費負担することができる限度額が引き上げられたことに伴い、滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年滋賀県条例第8号)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 選挙運動用自動車の使用のための公費負担限度額を次のとおり改正することとします。 (第4条関係)
  - ア 選挙運動用自動車の借入れ

選挙運動用自動車として使用された各日の料金を 16,100 円 (現行 15,800 円) に引き上げることとします。

イ 選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金を7,700円(現行7,560円)に候補者の届出のあった日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に引き上げることとします。

- (2) 選挙運動用ビラの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。(第8条関係)
  - ア ビラの作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7円73 銭(現行7円51銭)に引き上げることとします。
  - イ ビラの作成枚数が 50,000 枚を超える場合

5円 18 銭 (現行 5円 2銭) に 50,000 枚を超える枚数を乗じて得た金額に 386,500円 (現行 375,500円) を加えた金額をビラの作成枚数で除して得た金額に引き上げることとします。

- (3) 選挙運動用ポスターの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。(第12条関係)
  - ア ポスター掲示場の数が 500 以下の場合

541 円 31 銭 (現行 525 円 6 銭) にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316, 250 円 (現行 310, 500 円) を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げることとします。

# イ ポスター掲示場の数が500を超える場合

28 円 35 銭 (現行 27 円 50 銭) に 500 を超える数を乗じて得た金額に 586,905 円 (現行 573,030 円) を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げることとします。

# (4) その他

- ア この条例は、公布の日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

旧

第1条から第3条まで 省略

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

き金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自 動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業 者等に対し支払う。

#### (1) 省略

- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める金額
  - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契 約」という。) である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日におい て自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される 場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に 限る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日 についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超え る場合には、15,800円)の合計金額
  - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当 該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車 を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受 けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4

第1条から第3条まで 省略

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の 契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その│契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その 他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべし他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべ - き金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自 動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業 者等に対し支払う。

- (1) 省略
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める金額
  - ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契 約」という。) である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日におい て自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される 場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に 限る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日 についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超え る場合には、16,100円)の合計金額
  - イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当 該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車 を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受 けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4

第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の 届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約 が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの 部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候 補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ省略

第5条から第7条まで 省略

(選挙運動用ビラの公費の支払)

- |第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の|第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の き金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり の作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定 める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビ ラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号または第4号 に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところに より、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定 する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求 に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
  - (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円51銭
  - (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 5円2銭に その50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額 を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数が ある場合には、その端数は、1銭とする。)

第9条から第11条まで 省略

第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の 届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約 が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの 部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候 補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ省略

第5条から第7条まで 省略

(選挙運動用ビラの公費の支払)

- 契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべ│契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべ│ き金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり の作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定 める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビ ラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号または第4号 に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところに より、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定 する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求 に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
  - (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円73銭
  - (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 5円18銭に その50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円を加えた金額 を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数が ある場合には、その端数は、1銭とする。)

第9条から第11条まで 省略

(選挙運動用ポスターの公費の支払)

- |第12条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の|第12条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の| 契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1 各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定 めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当 該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じ て得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、 当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じ て得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要 件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に 基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
  - (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525 円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加え た金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号にお いて同じ。)
  - (2)当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円 50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

|第13条および第14条 省略

(選挙運動用ポスターの公費の支払)

契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該) 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該) 各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定 めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当 該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に2を乗じ て得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、 当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じ て得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要 件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に 基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541 円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加え た金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号にお いて同じ。)
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円 35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第13条および第14条 省略

# 滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部改正の概要

### 1 改正の理由

公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)の一部改正により、選挙運動用自動車の使用ならびに選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成について公費負担することができる限度額が引き上げられたことに伴い、滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の内容

(1) 選挙運動用自動車の使用のための公費負担限度額を次のとおり改正することとします。 (第4条関係)

	区分	改定単価	現行単価
一般運送契約(ハイヤー方式)		変更なし	各日について
			64, 500 円
一般運送契約以外の契約			
	自動車借入れ	各日について	各日について
		16, 100 円	15,800円
	燃料供給	7,700 円×	7,560 円×
		選挙運動日数	選挙運動日数
	運転手雇用	変更なし	各日について
			12,500円

(2) 選挙運動用ビラの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。(第8条関係)

	区 分	改定単価	現行単価
1枚当たり	50,000 枚以下の場合	7円73銭	7円51銭
作成費	50,000 枚を超える場合	5円18銭	5円02銭

- ア ビラの作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7円73銭
- イ ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合の計算式(1銭未満の端数は、1銭とする。)

386,500 円 + 5 円 18 銭× (作成枚数 - 50,000 枚)

作成枚数

※386,500 円= 7 円 73 銭×50,000 枚

(3) 選挙運動用ポスターの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとします。(第12条関係)

	区分	改定単価	現行単価
1 枚当たり	ポスター掲示場数が 500 以下の場合	541円31銭	525 円 06 銭
印刷費	ポスター掲示場数が 500 を超える場合	28円35銭	27円50銭
企画費		316, 250 円	310, 500 円

ア ポスター掲示場数が500以下の場合の計算式(1円未満の端数は、1円とする。)

541 円 31 銭×掲示場数+316, 250 円

ポスター掲示場数

イ ポスター掲示場数が500を超える場合の計算式(1円未満の端数は、1円とする。)

28 円 35 銭× (掲示場数-500) +586,905 円ポスター掲示場数

※586, 905 円=541 円 31 銭×ポスター掲示場数 500+企画費 316, 250 円

## (4) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。